養成施設へ 入学予定の "<u>高校生"&</u> "一般"の方へ

介護福祉士修学資金



介護福祉士養成施設在学の者に貸付することにより、養成確保に資することを目的とした制度です。

貸付期間は

養成施設に在学する期間

1. 修 学 費

月額50,000円以内

2. 入 学 準 備 金

200,000円以内

3. 就職準備金

200,000円以内

- 4. 国家試験受験対策費用(年額) 40,000円以内
- 5. 生活費加算 ➤福祉人材研修センターのホームページでご確認ください。
- ◆利子···全て無利子。但し返還期間を過ぎた場合は、延滞利子が発生します。

下記のすべてに該当する者

- 1.申請時に生活保護世帯、または生活保護世帯に準ずる者 (前年度もしくは当該年度において次のいずれかの措置を受けた者) ア.市町村民税の非課税世帯または減免 イ.国民年金掛け金の減免 ウ.国民健康保険の減免または徴収の猶予
- 2.<mark>平成31年度</mark>都道府県知事の指定した学校·介護福祉士養成施設 (以下「養成施設等」といいます)に**入学予定**の者
- 3.養成施設を卒業後、<u>沖縄県内等</u>の指定された施設等において、 **介護等**の業務に従事する者
- 4.優秀な学生であって、かつ家庭の経済状況から真に貸付が必要と認められる者
- 5.介護福祉士国家試験を受験する意思のある者

※ ※ ※ ※ ※ ※ 連帯保証人の要件 ※ ※ ※ ※ ※ ※

- 1.申請するときは、連帯保証人を立てる必要があります。
- 2.連帯保証人は成年者で独立の生計を営む者。
- 3.申請する者が未成年のときは、連帯保証人は法定代理人とします。
- 4.ただし、法定代理人の理由により保証能力に支障がある場合は、 別に連帯保証人を立てる必要があります。



社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター

「⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ 返 還 免 除 の 要 件 ⊗ ⊗ ⊗ ⊗ ⊗

養成施設を卒業後1年以内に介護福祉士登録を行い、下記の要件いずれかに 該当する場合は、貸付金の全額が返還免除になります

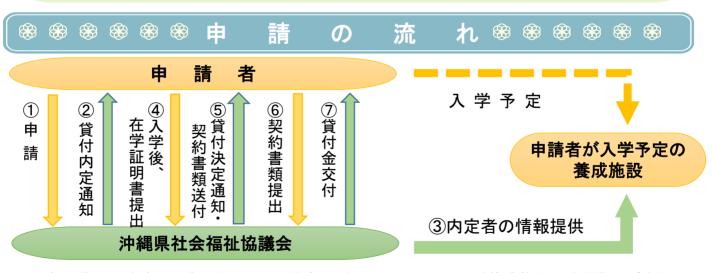
①沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に<u>5年間</u>従事したとき。



- ②沖縄県内の過疎地域または、中高年離職者(養成施設入学時に45歳以上の者かつ、離職後2年以内の者)であって介護等の業務に、3年間 従事したとき。
- ◆ただし、返還免除の要件を満たさなかった場合、全額返還となります。

※ ※ ※ ※ ※ ● 申 し 込 み 方 法 ※ ※ ※ ※ ※

- ●以下の申請書類を揃えて、下記くお問合せ・お申し込み先>へご提出下さい。
- 1.修学資金貸付申請書
- 2.在学する高校の調査書又は内申書(※現高校生に限る) 修学意欲·就労意思確認書(※高校生以外の者に限る)
- 3.住民票(世帯全員分)の原本
- 4.養成施設の合格通知書の写し
- 5.所得証明書の原本(世帯全員分※高校生以下は除く)
- 6.連帯保証人の所得証明書の原本
- 7.生活保護受給証明書または、生活保護世帯に準ずると確認できる書類
- 8.生活保護世帯の者は、福祉事務所長の意見書
- 9.その他、本会会長が必要と認める書類



* <u>内定は貸付の決定ではありません。</u>入学後原則として、14日以内に〔養成施設の在学証明書〕を 提出し、本会に受理された後、貸付決定となります。 また、貸付金の交付は貸付決定後に行いますことを予めご了承ください。

<お問合せ·お申し込み先>

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター(介護福祉士修学資金担当) 〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1(沖縄県総合福祉センター3階)

TEL8:098-882-5703 FAX:098-886-8474

ホームページアドレス http://www.okishakyo.or.jp/jinzai/

沖縄県福祉人材研修センター